

決議案第2号

令和6年7月2日提出

提出者 松山市議会議員 杉 村 千 栄  
田 中 エリナ  
渡 邁 啓 之  
家 高 佐 苗  
泉 早 苗  
田 渕 紀 子  
池 田 美 恵  
松 本 久美子  
小 崎 愛 子  
長 野 昌 子

令和6年7月4日 原案可決

梶原時義議員の議会の品位を傷つける行為に対し反省と謝罪を強く求める決議について

梶原時義議員の議会の品位を傷つける行為に対し反省と謝罪を強く求める決議を次のように提出する。

記

梶原時義議員の議会の品位を傷つける行為に対し反省と謝罪を強く求める決議

松山市議会議員政治倫理要綱第3条第1項第3号には、議員が遵守しなければならない事項として「市民全体の代表者として、議員の品位と名誉を損なう行為により、議会に対する市民の信頼を損なわないこと」とあり、同条第2項には「議員は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなど、性別等の個人の属性あるいは人格に関わる事項に関する言動によって、相手方に不利益や不快感を与え、あるいはその尊厳を損なう行為をしてはならない」とあり、さらに、同条第3項には「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合は、自ら誠実にその説明を行い、責任を明らかにするように努めなければならない」とある。そして、地方自治法第132条には「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる

言論をしてはならない」とある。

もとより議員は市民の負託を受けた選良であり、その言行には相応の倫理観と品位が求められるべきで、こうした議員の資質を担保するために先述のような法令が定められていると解するが、残念ながら本市議会の梶原時義議員においては、こうした法令に反して明らかに議会の品位を損なう行為が継続的に行われていると認めざるを得ない。例えば、同議員は議場において根拠のない発言や、理事者や議員の人格を否定するようなハラスメントと言える発言を繰り返して行っており、また、過度に批判的・中傷的で、威圧的な態度も見受けられる。そのため、本市議会史上類例のない過去8回の発言取消しが行われているものの、それでもなお、これらの行為がやむことはなく、ここに至ってやむを得ず、本決議をもって再発防止のための反省と謝罪を求めるものである。

本決議を提出するに至るいくつかの例を示すと、例えば、令和4年9月定例会においては、「(特定の理事者と分かるように)ほかの優秀な部長さん、いらっしゃっていると思いますよ、あなたの対応を見て」、「全体が仕事をしない部長の集まりと思われたらかなわないじゃないですか」との発言があったり、令和3年12月定例会の発言通告においても「お上意識丸出しの愚かな部長」、「市民の利便性を考えない幹部はいいかげん辞めさせるべきではないか」などと、公然と特定の理事者を非難している。過去に取り消された発言の内容をここで蒸し返すつもりはないが、議場での発言としては極めて不適切であったことは容易に想像できる。

本来、市民の代表である議員の議場での発言は尊重されるべきであり、いたずらに制限されるべきではない。しかし、梶原時義議員の議場における発言や行為は行き過ぎており、議員が議会の会議に付された事件について、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて他の議員や理事者を不快にさせ議会の品位を傷つけるものであり、市民全体の代表者である議員としてふさわしくない行為が継続的にみられるため、再発防止のため梶原時義議員に、真摯に謝罪と反省をするよう強く求めるものである。

以上のとおり決議する。